

令和6年度版

# 吹田市社会福祉協議会のご案内

～ 誰もが安心して暮らせる 住みよいまちづくり ～

共に出会い、共に支え、共にいきる  
みんなでつむぐストーリー



社会福祉法人

**吹田市社会福祉協議会**

## 【 目 次 】

1. 社 会 福 祉 協 議 会 っ て ？ (P 1)
2. 吹 田 市 社 会 福 祉 協 議 会 の 組 織 図 (P 2)
3. 事 務 局 組 織 図 (P 3)
4. 地 区 福 祉 委 員 会 活 動 (P 4)
5. ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー (P 6)
6. 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー (P 9)
7. 福 祉 教 育 (P10)
8. 心 配 ご と 相 談 (P11)
9. 善 意 銀 行 の 運 営 (P12)
10. 地 域 ふ く し 協 力 金 (P14)
11. 共 同 募 金 運 動 へ の 協 力 と 推 進 (P15)
12. コ ミ ュ ニ テ ィ ソ ー シ ャ ル ワ ー カ ー (P16)
13. 生 活 支 援 コ ー デ ィ ネ ー タ ー (P17)
14. 吹 田 市 権 利 擁 護 ・ 成 年 後 見 支 援 セ ン タ ー (P18)
15. 日 常 生 活 自 立 支 援 事 業 (P19)
16. 法 人 後 見 事 業 (P20)
17. 生 活 困 窮 者 自 立 支 援 事 業 (P21)
18. 生 活 福 祉 資 金 貸 付 (P22)
19. 組 織 構 成 会 員 と 施 設 連 絡 会 (P24)
20. 当 事 者 家 族 へ の 支 援 (P25)
21. 地 域 福 祉 活 動 計 画 (P26)
22. 広 報 ・ 啓 発 活 動 (P27)

# 1. 社会福祉協議会って？

(1) 社会福祉協議会は、「社会福祉法」に基づいて組織された団体です。

社会福祉協議会（略して「社協」<sup>しゃきょう</sup>）は、社会福祉法第 109 条により「地域福祉を推進する団体」として位置付けられ、原則として全国の各市町村に 1 か所ずつ設置されています。

吹田市社協は 183 の団体（令和 6 年 3 月 31 日現在）から組織されている住民主体の民間（住民）団体です。

(2) 社協は「地域住民同士の助け合い支え合い活動」を応援します。

同じまちに住む住民が助け合い、支え合う活動をしている地区福祉委員会やボランティアの活動を社協は応援しています。

かつて隣近所での助け合いは、ごく自然に行われていました。核家族化や高齢化が進んだ今、近所付き合いが希薄になり、助け合うことも少なくなっていました。

改めて地域のつながりの大切さを見直し、住民同士の支え合い活動が活発に行われるよう一緒に考えサポートしています。



(3) 主役は、地域に住む住民（皆さん）です。

社協を構成しているのは地域の皆さんです。

そのため、吹田市社会福祉協議会（略して「吹田市社協」）の評議員会は、地区福祉委員会をはじめとする各住民団体や専門機関から選出された方々で構成されています。

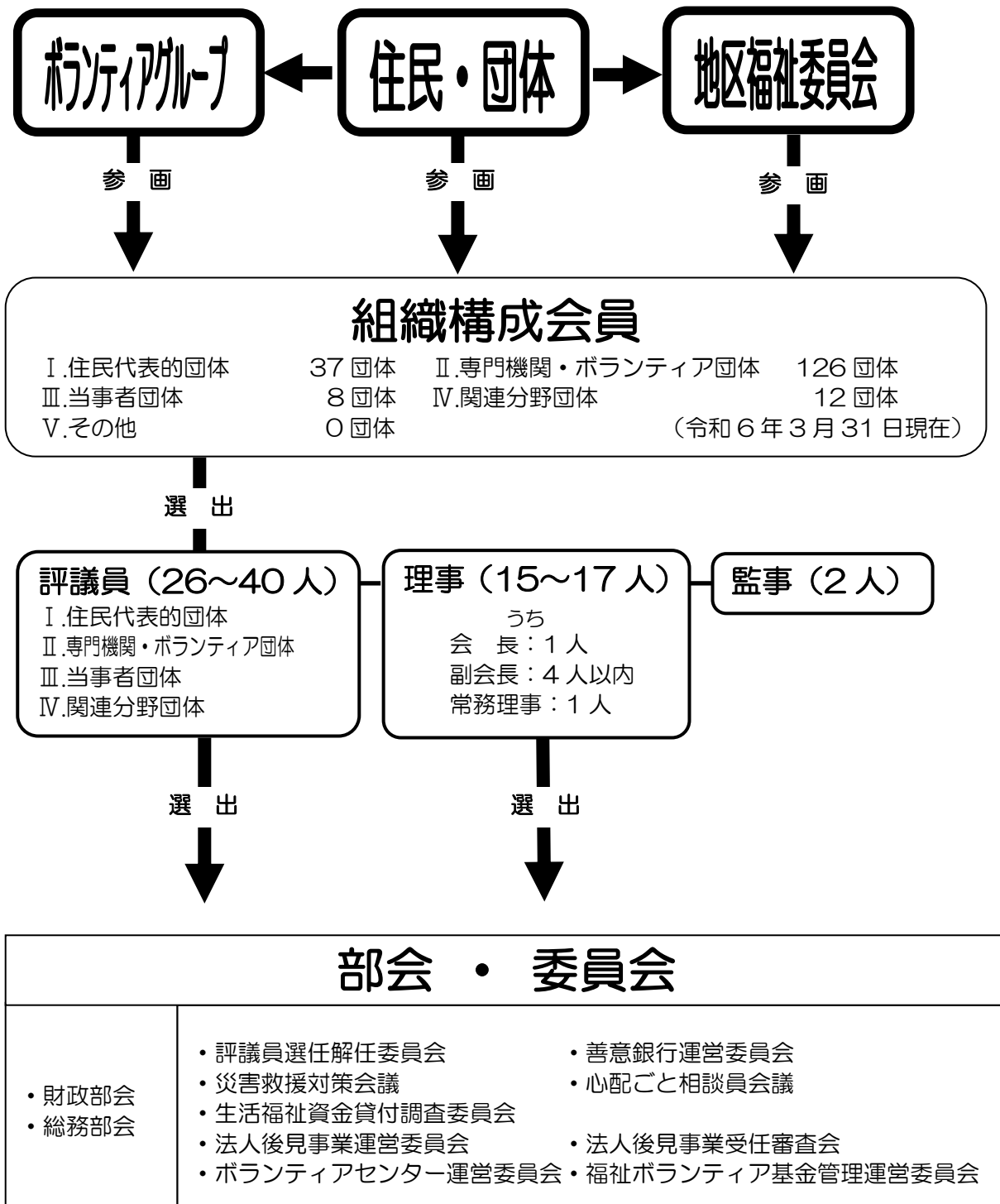
(4) 吹田市社協の活動財源は、

主に『地域ふくし協力金（賛助会費）』『赤い羽根共同募金』『補助金、委託金』です。

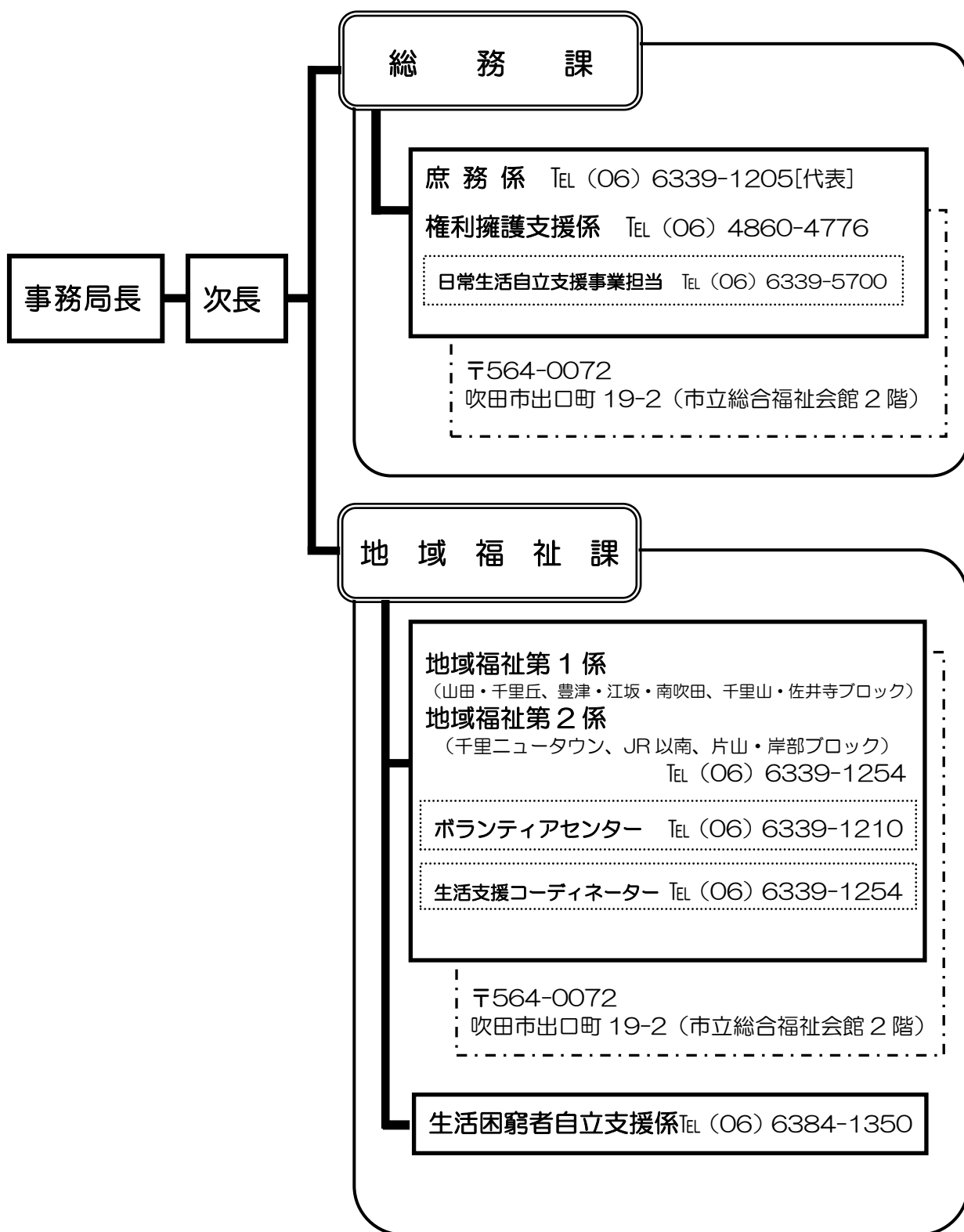
地域福祉活動を行うには財源が必要です。財源の「3 本柱」として下記が挙げられます。

- ① 吹田市社協が進める地域福祉活動の趣旨に賛同された住民よりお預かりした地域ふくし協力金
  - ② 地域福祉推進のための 赤い羽根共同募金 の配分金
- ※①②について、詳しくは 14 ページ・15 ページをご覧ください。
- ③ 府や市からの 補助金、委託金

## 2. 吹田市社会福祉協議会の組織図



### 3. 事務局組織図



## 4. 地区福祉委員会活動

吹田市内には 33 の地区福祉委員会が、おおむね小学校区に 1 つ組織され活動しています。

地域によってさまざまですが、自治会や高齢クラブなどの住民組織、民生・児童委員協議会などの専門組織、社会福祉や教育などの施設及び団体、地区のボランティアグループ、社会福祉に関心をもつ住民の方々で構成しています。

それぞれの地域で生活している住民が地区福祉委員として活動するため、地域の特徴にあった方法で「住民同士の助け合い・支え合い」をボランティアで行っています。

### 見守り声かけ活動

「ひとり暮らしでも、みんなが見守ってくれている。」

その方の状況や、地域の実情に応じて見守り声かけや安否の確認、福祉情報の提供などを行います。

コロナ禍では、電話や手紙、訪問などさまざまな方法で活動を実施しています。



### いきいきサロン

「今日はいきいきサロン。着替えて、お化粧して…」

サロンへ出掛けることで、生活リズムが作られ「閉じこもり」を予防します。

地域の公民館や集会所などで、おおむね 65 歳以上の方を対象として茶話会などを開催し、仲間づくりや情報交換をしています。



### ふれあい昼食会

地域のひとり暮らしの高齢者を対象として、昼食会を開催しています。

日頃は一人で食事をするひとり暮らしの高齢者も、同世代の方や地区福祉委員と一緒に楽しく食事をしながら交流します。コロナ禍をきっかけにふれあい外出配食を実施している地区もあります。

※ふれあい外出配食：公民館などの地域活動拠点で高齢者にお弁当などをお渡しして、安否確認および外出の機会を創出する取り組み



### 配食サービス

外出が困難な高齢者などに見守り声かけ訪問を兼ねて食事をお届けします。

### 子育てサロン

就園（就学）前の乳幼児を持つ親が交流し、子育てについての情報交換や仲間づくりをしています。



## 障がい者（児）交流

地域内の障がい者（児）とその家族を対象に日帰りのバスツアーや茶話会などを開催するほか、障がい者施設との交流を図っています。



## 世代間交流

核家族化が進んだことで地域の子どもたちと高齢者がふれあうことが少なくなりつつあります。幼稚園や小中学校の幼児、児童、生徒とふれあうことで、地域内の世代を超えた交流を図ります。

音楽会や運動会などの学校行事への参加、地域で行われるふれあい広場、福祉まつりの開催などをおして、子どもから高齢者まで、仲良く気軽にあいさつを交わせるような地域をめざします。



## その他

広報紙の編集や発行、住民懇談会や研修会の開催、献血運動への協力をしている地区福祉委員会もあります。また、地域で行われている行事（市民体育祭、夏祭り、敬老会など）も住民同士のつながりを深める大事な活動であり、地区福祉委員会も参加協力しています。

## コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が生活・福祉の「お困りごと」の相談に応じます！

吹田市社協では平成 18 年度からコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域密着の「あなたのまちの生活・福祉の相談員」として活動しています。

CSWは、地区福祉委員会活動の支援に加えて、個別の生活・福祉に関する「お困りごと」の相談に応じています。

「どこに相談したらいいのだろう？」

そのときは、ぜひCSWにご連絡ください。

**※詳しくはCSW 紹介ページをご覧ください。**



お問い合わせは…

地域福祉第 1 係・第 2 係まで (06)6339-1254

# 5. ボランティアセンター

ボランティアをしたい方、ボランティアを必要とする方のお話を聴き、コーディネートするとともに、各種講座の開催やグループ活動の紹介、活動に関する情報の提供を行っています。いつでも誰でも気軽に立ち寄れるボランティア活動の拠点です。

## ボランティア相談

ボランティアセンターでは、平日の月曜日から金曜日、午前9時から午後5時30分まで、ボランティア相談を実施しています。

ボランティア活動をはじめたい方、また、ボランティア依頼を希望する方などのお話をうかがい、橋渡しをします。



## ボランティアの講座

吹田市ボランティア連絡会の協力のもと、初めてボランティア活動をする方を対象とした「ボランティア入門講座」をはじめ、各種ボランティア講座を開催しています。



## 吹田市ボランティア連絡会

ボランティアセンターに登録しているグループが集まり、自分たちの活動だけでなく、市内のボランティア活動がより活発になるように、仲間の輪を広げています。



↑  
[吹田市ボランティア連絡会のホームページ](#)

## 広報、啓発活動

吹田市ボランティア連絡会の編集委員会が編集を行い、吹田市内で活動するボランティアグループや市民向けに『ボランティア連絡会 SUITA すまいる』を年3回、各3,000部発行しています。また、随時『すいたボランティアセンターだより』を発行しています。

その他にも、『すいた社協だより』『市報すいた』にも講座情報などを随時掲載し、ボランティア活動の広報啓発に努めています。



## コミュニティサロン

使用済み切手の整理やプルタブの選別など、初めて活動される方でも気軽に参加できるボランティア活動のサロンを、市内2カ所で開催しています。

- 日時：毎月第2・4火曜日 午後1時から午後3時まで  
場所：総合福祉会館2階ボランティア室（吹田市出口町19-2）
- 日時：毎月第1木曜日 午後2時から午後4時まで  
場所：夢つながり未来館2階会議室（吹田市山田西4-2-23）

## ボランティア室や機材の利用、貸し出し

ボランティアセンターに登録されたグループなどにボランティア室、メールボックス、ロッカーなどの貸し出しを行い、ボランティア活動を支援しています。

## もしもし電話訪問

吹田市在住の主にひとり暮らし高齢者などで、話し相手がほしいという方に、ボランティアが電話をかけてお話をお聴きします。

- ボランティアがご自宅に電話をかけ、電話での安否確認やお話をします。
- 原則として週に1回、決まった曜日、時間にお電話します。
- 時間帯は、月曜日から金曜日の午前10時から正午または午後4時から午後5時です。
- 会話内容については、秘密を厳守します。



## 福祉ボランティア基金

昭和61年度に吹田市から補助金を受け、『福祉ボランティア基金』を設置しています。基金から生じる利息を使い、ボランティアセンター登録グループに対し助成を行っています。

## ボランティア活動保険の取り扱い

安心してボランティア活動に取り組んでいただくために「ボランティア活動保険」「ボランティア・市民活動行事保険」「非営利・有償活動団体保険」「移送中事故傷害保険」の取り扱いを行っています。

### 【ボランティア活動保険】

2つの補償がセットになったボランティア専用の保険です。

- ① ボランティア自身がケガをした場合の「傷害保険」
- ② ボランティアが他人の身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」

### 【ボランティア・市民活動行事保険】

日本国内におけるボランティア活動や、いろいろな市民活動行事の保険です。

- ① 行事参加者や主催者が偶然な事故でケガをした場合の「傷害保険」
- ② 行事参加者や主催者が活動の対象者など他人の身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」

### 【非営利・有償活動団体保険】

利用者から一定の利用料を受け取っており、ボランティア保険の対象外となっている団体の保険です。

- ① 活動者自身がケガをした場合の「傷害保険」
- ② 活動の対象者など他人の身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」

### 【移送中事故傷害保険】

日本国内での移送サービスの実施における保険です。

- ① 自動車に搭乗している間の急激、偶然、外来の事故により搭乗者(運転者、スタッフ、利用者等)がケガをした場合の「普通傷害保険」

**※保険請求に関する詳細は、保険会社へ直接お問い合わせください**

### 島本保険事務所

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町 4-1-3

TEL(06)6252-4519 Fax (06)6245-4686

お問い合わせは…  
ボランティアセンターまで  
(06)6339-1210

## 6. 災害ボランティアセンター

吹田市で大規模災害が発生した際に、吹田市社協では吹田市からの要請を受け、災害ボランティアセンターを設置・運営します。その際は、関係機関や団体の協力を得ながら、それぞれの強みを活かして被災者支援に取り組みます。

平成30年度の大阪府北部地震や台風21号における災害時には災害ボランティアセンターを設置し、被災された方の相談を受け、全国から駆け付けたボランティアの調整などの役割を果たしました。

また、普段からの地域内のつながりは、災害時にはとても重要な役割を果たします。吹田市社協では、平時から地域での支え合い・助け合い活動を行っている地区福祉委員会の活動を応援し、つながりづくりをサポートしています。



### 吹田災害支援ネットワーク

さまざまなボランティアや災害支援などに取り組む団体等と、普段から顔の見える関係をつくることを目的に、交流を行っています。企画・運営は世話役団体と共に行っています。

世話役団体：吹田市ボランティア連絡会、吹田市立市民公益活動センターラコルタ、吹田青年会議所、大阪府社会福祉協議会

### 災害ボランティア事前登録制度

この制度は、災害ボランティアセンターでの活動時に、スムーズに活動につなげられるよう事前に特技や資格・経験などを個人登録していただく制度です。登録者には、吹田市災害ボランティアセンター設置の連絡や、他市の災害ボランティアに関する情報、研修会や訓練の案内をしています。

対象：18歳以上で吹田市在住または在勤、在学。

期間：申し込み日から同年度の3月31日まで。（更新可）

登録：「災害ボランティア事前登録申し込み書」に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAXするか、メール、オンライン受付システム（右の二次元コードよりアクセス）にて登録できます。



※事前登録の際、ボランティア活動保険（天災補償型）の加入は任意ですが、被災地支援を行う際はボランティア活動保険（天災補償型）に加入していただきます。（保険料：600円/人）

お問い合わせは…

地域福祉第1係・第2係まで (06)6339-1254

# 7. 福祉教育

小中学校からの依頼を受け、点字体験やアイマスク体験、車いす体験、高齢者疑似体験、障がいのある当事者の講話などの福祉教育を実施しています。さまざまな体験、学習を通して他者を思いやる心を育み、「誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくり」を推進します。

## 地域とつながる福祉教育

学校と地域がつながり、共に学びあう福祉教育を実践するために、CSW（※20ページを参照）が関わり、学校・ボランティア・施設、そして地域をつなぎます。

日頃から共に地域福祉活動に取り組む地区福祉委員会をはじめ、ボランティアセンター登録団体や、施設連絡会加入施設などと連携して、子どもたちの学習をサポートしています。

## きっかけづくり

福祉教育では、自分たちにできることを考えるきっかけづくりのお手伝いをしています。

体験や講話を通して「困っている人を見かけたらどんな声かけができるかな?」「安心して暮らせるまちとはどんなまちかな?」と考えることを大切にしています。

学んだことや気づいたことを一人一人が意識して取り組むことで「**い**だんの**く**らしの**あ**わせ」を感じることができる、住みよいまちづくりの一步になるよう、福祉教育を推進しています。

## すいこれ in 小中学校

体験学習だけではなく、子どもたちが自分にできることを考える『すいこれ（吹田のこれからを考える）in 小中学校』を実施しています。

「みんなが安心して暮らせるまちってどんなまち?」など、吹田のこれからを自分たちで考えるテーマを設定し、児童や生徒自身が意見交換を行います。自分にできること、そして日々の生活の中で取り組めることを考えるきっかけづくりとなっています。

また、地区福祉委員会も参加し、子どもたちと一緒に吹田のこれからについて考えてもらう場にもなっています。



お問い合わせは…

地域福祉第1係・第2係まで (06)6339-1254

## 8. 心配ごと相談

家庭内の困りごとや日常生活のさまざまな悩みについて、心配ごと相談員が相談者の気持ちに寄り添いながらお聴きします。

相談内容については、秘密を厳守します。費用も無料ですので安心してご利用ください。

- 日時：毎週水曜日 午後 1 時から午後 3 時 30 分まで（受付は午後 3 時まで）  
※祝日・年末年始はお休みです
- 場所：吹田市立総合福祉会館 2 階 吹田市社会福祉協議会（吹田市出口町 19-2）

※予約は不要です。電話での相談は行っておりません。

※吹田市社協の心配ごと相談員が、週交代で相談をうかがいます。



お問い合わせは…

庶務係まで (06)6339-1205

## 9. 善意銀行の運営

個人や団体、企業の皆さんの「誰かのために何かしたい」という善意の想いを、物品や現金などの寄付としてお預かりします。

その善意を市内の福祉施設や団体、援助を必要とする人などへ「善意の橋渡し」としてお届けします。

### 現金寄付

市内の児童福祉施設等入所児童への支援、火災等被災者へのお見舞金支給、福祉教育の備品購入などに活用しています。

### 【わくわくお年玉事業】

お正月を楽しく充実して過ごしてもらえるように、市内の児童福祉施設で生活している子どもたちに、お年玉をお渡ししています。

### 【災害見舞金の支給】

火事などの災害により住居に被害を受けた方に対して見舞金をお渡ししています。

善意銀行への寄付は税法上寄付金控除の対象です。詳細はお問い合わせください。



## 物品寄付

誰かのために役立たいという物品のご寄付を、福祉施設や団体などにお渡ししています。  
橋渡しが難しいものもありますので、まずはご相談ください。

### 【プルタブ】

ジュース缶などについているプルタブを集めると、約 800 kg（ドラム缶およそ 9 本分）で、車いす 1 台と交換してもらえます。

※プルタブ収集の際にはケガにご注意ください。

皆さまのご協力で、収集を始めてから **10 台の車いす**と交換することができました！ご協力ありがとうございます。（令和 6 年 4 月現在）



### 【使用済み切手】

福祉団体に送り、しおりやストラップなどのグッズ作成に活用され、福祉のお店やバザーなどで販売されています。グッズの売り上げが、知的ハンディキャップの問題の社会啓発資金となっています。

※吹田市社協では衣類を受け付けておりません。下記等の海外に衣類を送り支援している団体に直接お問い合わせください。

- ・「日本救援衣料センター」

特定非営利活動法人日本救援衣料センター大阪事務局   Tel(06)6271-4021

- ・「フルクル-古着リサイクルプログラム-」   Tel(03)3372-9777

## 車いすの貸し出し

一時的に車いすが必要になった方で、介護保険などの制度を利用できない方に3か月を期限として、無料で貸し出しをしています。

## レクリエーション備品の貸し出し

ボッチャ、スカイクロス、ディスコン、防災カルタなどを、団体・グループに貸し出しています。障がいの有無、年齢など関係なく誰でも楽しめるレクリエーションで、備品の貸し出しを通して、人と人がつながる取り組みを支援しています。

お問い合わせは…

地域福祉第 1 係・第 2 係まで (06)6339-1254

# 10. 地域ふくし協力金〈賛助会費〉

地域福祉活動を充実させるためには財源が必要です。吹田市社協の活動財源の一つとして地域ふくし協力金〈賛助会費〉の募集（一口 500 円）を行い、地区福祉委員会や吹田市社協の福祉活動費に充てています。募集は自治会をとおして各戸に呼びかけています。

また、戸別の協力金だけでなく、法人に対しても特別地域ふくし協力金〈特別賛助会費〉（一口 1,000 円）として協力依頼をしています。

令和 5 年度は、

**総額 10,439,484 円**



のご協力をいただきました。

## ～地域ふくし協力金の活用方法～

### 吹田市社協の活動

- 地区福祉委員会研修
- 地区福祉委員会活動のサポート業務の一部
- 法人運営の一部など

**約 1/3**

**約 2/3**

### 地区福祉委員会の活動

※詳しくは 4・5 ページ  
をご覧ください

- いきいきサロン
- ふれあい昼食会
- 子育てサロン
- 見守り声かけ など

※必ずしも各地区実績の  
2/3 ではありません。



※地区福祉委員会の活動等に配分される額は、実績額により毎年変わります。  
※皆さまからいただいた会費は人件費に使われることはありません。

お問い合わせは…

地域福祉第 1 係・第 2 係まで (06)6339-1254



# 11. 共同募金運動への協力と推進

吹田市社協では、吹田地区募金会の事務局を担っています。「赤い羽根共同募金」は社会福祉法に定められた「地域福祉推進のための募金」です。

ご協力いただいた募金は、一旦全額を大阪府共同募金会へ送金します。その後、配分決定委員会の審議を経て、吹田市社協や民間の福祉施設へと配分され、福祉活動等に活用されます。



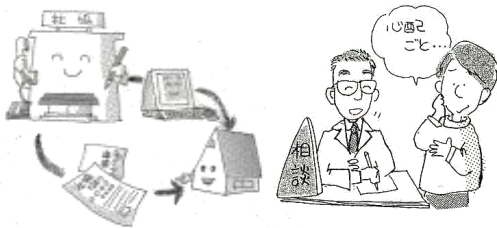
令和5年度は、

**総額 9,511,525 円**



のご協力をいただきました。

## ～募金は、このように活用されています～



社会福祉協議会の活動に…



地区福祉委員会等の活動に…

(詳しくは4、5ページを  
ご覧ください)



大阪府内（吹田市内も含む）  
の社会福祉施設の支援に…  
(介護保険事業所は除く)



ボランティア活動の支援に…  
(詳しくは6ページをご覧ください)



※配分される額は、募金実績額により毎年変わります。  
※皆さまからいただいた共同募金は人件費に使われることはありません。

お問い合わせは…

吹田地区募金会（吹田市社会福祉協議会内）まで (06)6339-1254

# 12. コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

CSWは「あなたのまちの生活・福祉の相談員」です。平成18年度より吹田市から委託を受け、CSWを、吹田市内の6ブロックに13人配置しています。

身近なお悩み聴かせてください…

- ・介護保険などの制度やサービスを利用したい。
- ・生活するお金に困っている。
- ・子育てのことで悩んでいる。
- ・ご近所に心配な方がいる。
- ・身近な地域で知り合いを作りたい！
- ・ボランティア活動してみたい！

でも…

- ・どこに相談したらいいの？
- ・あちこちの相談窓口に行くのが大変…
- ・どの制度、サービスにもあてはまらない。



CSWがお話をお聴きし、解決の方法を一緒に考えます！

- ・各種相談窓口におつなぎし、福祉制度や行政サービスの申請利用を支援します。
- ・地域住民やボランティア、専門支援機関などと連携して解決にあたります。
- ・地区福祉委員会のサロン活動などを紹介し、地域で孤立しないよう支援します。

CSWは、個人の生活の相談だけではなく、身近な場所で地域福祉活動に取り組まれている地区福祉委員会や民生・児童委員、専門職と共に、困りごとを潜在化させないための地域づくりにも力を入れています。



## CSW配置図



※地域名は地区福祉委員会単位で記載しています。



←CSWの紹介動画を作成しました！  
ご覧ください。

お問い合わせは…

地域福祉第1係・第2係まで (06)6339-1254

# 13. 生活支援コーディネーター

平成28年度より、吹田市より委託を受けて、広域型生活支援コーディネーターを配置しています。

広域型生活支援コーディネーターは、吹田市域で「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域づくり」を目指して「住民主体の支え合い、助け合い」を推進します。また、令和5年度より地域型生活支援コーディネーターを配置し、身近な地域での高齢者生活支援体制整備を推進します。

生活支援コーディネーターは、地域住民、関係機関、行政等と連携して、高齢者に関する各地域課題の把握および解決に向けたコーディネートを行います。

## 【主な活動内容】

- CSW や地域包括支援センター、関係機関と連携し地域での高齢者の生活支援ニーズ、地域課題を把握。
- 地域で必要とされる仕組み等を地域住民、関係機関等とともに検討する場をコーディネート。
- すいたの年輪ネット（吹田市高齢者生活支援体制整備協議会）を開催し、検討の中から必要とされる仕組み作りをコーディネート。
- 生活支援活動に取り組む NPO やボランティア、民間企業等の情報を共有しネットワーク化。

## 助け愛隊

「ちょっと困っている高齢者」と「ちょっと手伝える地域住民」をマッチングします。

困っている高齢者を支援する仕組みとボランティアを希望する高齢者をサポートする仕組みを同時に活用した生活支援です。

この「助け愛隊」は、すいたの年輪ネットでの検討から生まれました。

- 利用対象者：おおむね75歳以上の高齢者のみ世帯
- 支援内容：30分以内で完了する簡易な生活支援（電球交換、大型家具の搬出、草抜きなどの庭掃除、家財道具等の移動）
- 活動するボランティア（助け愛隊）：助け愛隊ボランティア講座（※）の受講者で、登録ボランティア証を所持する者

※助け愛隊ボランティア講座…吹田市社協が実施する、高齢者の自宅でボランティア活動を行う際のルールや注意点等について学ぶ講座。



お問い合わせは…

地域福祉第1係・第2係まで (06)6339-1254

# 1 4.吹田市権利擁護・成年後見支援センター (けんりサポートすいた)

認知症や知的障がい・精神障がいにより、判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らすことができるようサポートする相談支援機関です。令和6年7月1日より、吹田市からの委託を受けて吹田市社会福祉協議会が運営しています。

権利擁護支援とは、認知症や知的障がい、精神障がいがあるために、財産管理や日常生活において適切に判断することが難しくなっている方について、制度やサービスを利用することで、安心して本人らしい暮らしを継続していけるよう、関係機関とともに支援していくことです。

## 相談・支援

成年後見制度などの権利擁護に関する相談をお受けし、適切に制度を利用できるよう、ご本人や家族、関係機関と連携しながらサポートします。

例えば…

認知症の親が詐欺にあわないか心配…

物忘れがありお金の管理が難しい…

障がいのある子どもの将来が心配…

身寄りがなく、自分に何かあったら不安…

**けんりサポートすいたにご相談ください！**

## 【専門相談・専門職派遣】

権利擁護支援に関することや、財産管理や身上看護に関する助言が必要なご相談に対して、弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談を実施しています。また、ご本人と関係機関向けに、弁護士、司法書士、社会福祉士による専門職派遣も実施しています。

専門相談：第2・第4金曜日 午後1時30分～午後3時、午後3時30分～午後5時

専門職派遣：第2・第4火曜日 午後1時～午後5時のうち1時間30分以内

※事前予約制です。上記専門相談等をご希望の方はけんりサポートすいたまでお問い合わせください。

## 広報・啓発

成年後見制度をはじめとした権利擁護についての理解促進を図るための講座などを開催します。

お問い合わせは…

吹田市権利擁護・成年後見支援センター  
(けんりサポートすいた) まで (06)4860-6776

# 15. 日常生活自立支援事業

「福祉サービスの利用の仕方がわからない」、「家賃、公共料金などの支払いや日常生活の金銭管理が難しい」などでお困りの認知症の方や知的障がい者、精神障がい者の方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、次のようなサービスを提供することで生活を支援します。

## 【サービス内容】

### ① 福祉サービスの利用援助

ご本人に必要な福祉サービスについての情報提供や相談、利用するときの手続きをお手伝いします。

### ② 日常の金銭管理サービス

通帳をお預かりして、生活費のお渡し、福祉サービスの利用料や公共料金などの支払いをお手伝いします。毎月の生活が安心して送れるように、お金の使い方を一緒に考えていきます。

### ③ 書類などの預かりサービス

通帳や印鑑、書類などを金融機関の貸金庫に保管し、紛失や盗難を防止します。

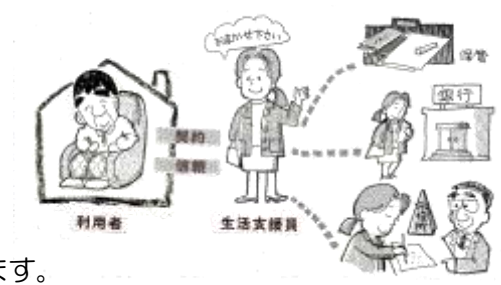
※宝石、貴金属、書画、骨董類などは、お預かりできません。

## 【利用できる方】

- ・吹田市内にお住まいの方。
- ・認知症や知的障がい、精神障がいにより、判断能力が不十分で金銭管理などに困っている方。
- ・この事業を利用したいという意思の確認ができる方。

## 【利用料】

- ① ご相談は、無料です。
- ② サービスを利用する際は、所得に応じて利用料がかかります。
  - ・年会費 1,000円～5,000円
  - ・日常の金銭管理サービス 1回につき 0円～2,000円
  - ・書類などの預かりサービス 月 1,000円（貸金庫利用料）



お問い合わせは…

日常生活自立支援事業担当まで (06)6339-5700

# 16. 法人後見事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でない方について、吹田市社協が成年後見人等となり、財産を管理したり、生活する上での必要な支援や、契約等の法律行為を行うことで、権利擁護を担います。

日常生活上、社会生活上のさまざまな行為を自分で行うことが難しくなっても、関係機関と連携のもと、住みなれた地域で安心して自分らしく生活できるよう、ご本人の思いに寄り添って支援します。

## 【対象となる方】

- ・現在、吹田市社協の日常生活自立支援事業を利用している方で、理解力の低下が進み、今後、日常生活自立支援事業での支援が難しい方。その後、受任審査会で承認を得た方。



お問い合わせは…

権利擁護支援係まで (06)4860-6776

# 17. 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階においてさまざまな事情で生活や仕事などにお困りの方（生活困窮者）に対し、相談支援を行うことで、自立の促進を図ることを目的としています。

当事業は令和元年度より、吹田市の委託を受けて吹田市社協と社会福祉法人みなと寮の共同体でくらしサポートセンターすいたを運営しています。

## 支援の内容（自立相談支援事業）

相談支援員が個別の相談に応じ、自立に向けて支援方針を立てます。基本的には個別の支援計画を作成し、相談者の同意を得た上で支援を開始します。その際、さまざまな関係機関と連携を取りながら問題解決に向けた支援を行います。

また、就労支援員等による就労支援や安定した住居の確保に向けた支援、家計の課題整理、子どもの学習支援事業へのつなぎ等を行います。

### 【相談・支援の流れ】

- ① 相談支援員が世帯の生活や就労の状況をお聞きして、課題の整理を行います。
- ② 整理した課題に対し、相談者の意向を確認しながら、自立に向けた支援方針を立てます。その際、できる限り多くの選択肢を助言・提案できるよう努めます。
- ③ 自立支援計画を作成し、自立に向けて計画的に取り組みます。  
必要に応じて、関係機関と連携します。
- ④ 定期的に自立支援計画の評価を行い、計画の見直しや支援終結の判断を行います。

お問い合わせは…

くらしサポートセンターすいたまで (06) 6384-1350

【吹田市役所 低層棟 3階 312番窓口】

※当センターは、吹田市から受託して、(福)みなと寮との共同体で運営しています。

# 18. 生活福祉資金貸付

## 大阪府生活福祉資金

この資金は、国と大阪府が資金を出資し、低所得者、高齢者、障がい者の世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより安定した生活を送れるようにするための制度です。

生活福祉資金貸付の実施主体は大阪府社会福祉協議会で、吹田市社協では貸付についての相談や申込窓口として、当該資金制度の運営に協力しています。

### 【貸付の対象】

- ① 吹田市に居住している方（居住地と住民票が一致すること）。吹田市に居住している外国人は外国人登録があり、かつ現在地に6か月以上居住し、将来とも永住する確実な見込みがある方。
- ② 他からの融資を受けることが困難な次の世帯。
  - ・低所得世帯：収入基準は生活保護基準額以上かつ1.8倍以内。
  - ・高齢者世帯（65歳以上の高齢者がおられる世帯）：収入基準は、生活保護基準額の2.5倍以内。
  - ・障がい者世帯（「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神保健福祉手帳」をお持ちの方が属する世帯）  
：自動車購入費貸付の場合、収入基準は、生活保護基準額の3.0倍以内。
- ③ 民生委員の指導や援助が必要な世帯。

### ※注意事項

- ・原則「連帯保証人」（貸付申込世帯とは別世帯の人、かつ65歳未満で市町村住民税課税の方）が1名必要です（無利子）。ただし連帯保証人を設定できない場合も借入申請は可能です（有利子）。
- ・これらの貸付金は、借金返済等に充てることはできません。
- ・貸付金を交付する前に支払いをした場合は貸付の対象にはなりませんのでご注意ください。
- ・償還を延滞すると、年3%の延滞利子がかかります。
- ・総合支援資金については、貸付対象世帯が上記と異なります。また、生活困窮者自立支援法に基づく支援を受ける必要があります。



## 緊急小口資金

大阪府社会福祉協議会から委託を受け、大阪府生活福祉資金の緊急小口資金の貸付業務の一部を行っています。この制度は、傷病、賃金の未払いや遅配等の事情により、一時的に著しく生活困窮の状態になった場合で他からの資金の調達が困難である時に、必要な資金を無利子、無担保、無保証で借りることができる貸付制度です。

なお、この資金については、生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けることが必要です。

### 【貸付の対象】

- ① 住民票と居住地が一致していること。
- ② 生活困窮者自立支援法に基づく支援をうけること。
- ③ 償還の見込みがあること。

### ※注意事項

- 借金の返済に充てるための貸付はできません。
- 生活保護受給世帯は対象外です。
- 破産申立手続き中の世帯は申請できません（特定調停、民事再生、任意整理等を含む）。
- 償還を延滞すると、年3%の延滞利子がかかります。

### 【貸付金額】

10万円以内の必要な額。

### 【貸付条件】

- 無利子。
- 償還は、据置期間（2か月以内）経過後一括払いまたは12か月以内。
- 必要書類の説明など詳しくは生活福祉資金担当にお問い合わせください。

※ 申込受付から貸付(金融機関への貸付金の振り込み)まで、10日程度必要です。

## コロナ特例貸付の債権管理事務

大阪府社会福祉協議会から委託を受け、コロナ禍による生活困窮者への支援として実施していた、特例貸付（令和4年9月に申請受付を終了）の債権管理事務を行っています。

必要に応じて、生活困窮者自立支援センターやCSW等と連携し、特例貸付を利用した世帯の自立に向け、寄り添いながら支援します。

お問い合わせは…

庶務係まで (06)6339-1205

# 19. 組織構成会員と施設連絡会

## 組織構成会員

吹田市社協の活動に賛同し、本会評議員の選出母体になるなど、組織運営に参画していただくための会員制度です。

吹田市内で福祉関係等の活動に取り組む団体や組織がご入会いただけます。入会には、本会理事会の承認が必要です。

### 【会費】

一口 3,000 円（年間）

### 【必要書類】

本会所定の入会申込書、組織（団体）の会則またはリーフレットなど

## 施設連絡会

組織構成会員のうち、高齢、障がい、保育等（業種は問いません）の民間の福祉施設で組織されています。社会貢献を目的に地区福祉委員会などと一緒に地域福祉をすすめています。また加入施設職員のスキルアップや、業種間の理解を深めるため、交流会や研修会などを実施しています。

### 【会費】

組織構成会員会費 一口 3,000 円に加え、施設連絡会会員会費 2,000 円（年間）

### 【主な活動】

総会

幹事会（年6回）

地区福祉委員会活動への協力

加入施設と地区福祉委員会との交流会や研修会

吹田しあわせネットワーク（生活困窮レスキュー事業）への取り組み

被災地への支援活動

地域貢献マップの公開（加盟施設が取り組む地域貢献活動を紹介）



など

施設連絡会の情報発信！！

施設連絡会ブログ「はい！施設連です！」



施設連絡会に関する情報を発信しています

\*施設連絡会の取り組み \*地区福祉委員会への協力 など

お問い合わせは…

地域福祉第1係・第2係まで (06)6339-1254

## 20. 当事者家族への支援

### 吹田コスモスの会（認知症家族の会）

認知症高齢者を介護している家族で組織、運営しています。吹田市社協が事務局を担い、活動内容についての相談・連絡調整等を支援しています。

#### 【会員】

- ・認知症の人を介護している家族
- ・認知症の人を介護したことがある家族
- ・認知症の問題に関心のある人など本会の目的に賛同して下さる個人および団体（賛助会員）

#### 【会費】

会員／賛助会員 2,000円（年間）



#### 【活動内容】

- ・会員同士の交流会の開催（隔月）
- ・関係機関との懇談会や研修会などの開催
- ・電話相談の実施（毎月第1火曜日の午前10時から正午、TEL:06-6339-1210） など

### 高次脳機能障がい者家族交流会と学習会

高次脳機能障がいは、周りから理解されにくい障がいで、当事者や家族が社会から孤立しやすい現状があります。

当事者や家族が誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる支え合いの仕組みとして、平成2年度より高次脳機能障がい者のご家族を対象とした交流会を年2回開催しています。実行委員会を組織し、各機関の強みや役割を生かした企画・運営を行っています。

#### 【実行委員会】

- ・市内の障がい福祉施設
- ・市内の医療機関
- ・吹田市役所 障がい福祉室
- ・吹田市社協（事務局）

#### 【主な内容】

同じ悩みを持つ家族が語り合い、交流を深めます。



←吹田市社協のホームページにパンフレットを掲載しています。

お問い合わせは…

地域福祉第1係・第2係まで (06)6339-1254

# 21. 地域福祉活動計画

吹田市社協では令和2年度に「第4次地域福祉活動計画」を策定しました。

これは、吹田市社協と吹田市内すべての地区福祉委員会が「令和2年度から令和6年度までの5年間、地域福祉活動をいかにして推進していくか」を記した計画です。

## 【第4次地域福祉活動計画の目的】

「誰もが安心して暮らせる 住みよいまちづくり」



地域で生活する“誰も”が住み慣れたまちで安心して生活するには、地域での助け合い支え合い活動の充実と、吹田市社協が行うさまざまな活動や事業の質の向上、そして社会福祉を目的としたさまざまな事業所との連携が必要です。「誰もが地域で孤立することなく、安心して暮らせるまち」づくりを進めることが吹田市社協の大きな目標です。

## 【第4次地域福祉活動計画重点目標】

「共に出会い 共に支え 共にいきる みんなでつむぐストーリー」



共に	「誰も一人ぼっちにさせない」というメッセージ
いきる	「活躍」「活動」の生きる、「生活」「生存」の生きるを込めたもの。一人ひとりが輝ける場の充実を目指します。
つむぐ	人と人、人と場など、面で支えています。
ストーリー	ひとつひとつの取組みのプロセスを大切にします。

「誰もが安心して暮らせる 住みよいまちづくり」を達成するために、特にこの5年間で重点的に取り組むことを掲げた目標です。

吹田市社協では、地域住民やボランティア、専門職と共にまちづくりを進めています。第4次地域福祉活動計画では、**5**だんの**く**らしの**く**あわせを守ることはもちろん、誰もが活躍、活動し、輝ける場づくりの拡充を図るとともに、多様な団体や人々が交流することで地域福祉を支えるネットワーク作りを推進します。

お問い合わせは…

地域福祉第1係・第2係まで (06)6339-1254

## 22. 広報・啓発活動

### すいた社協だより

昭和46年10月に第1号を創刊しました。現在は年3回発行し、自治会等の協力を得て回覧しています。地域福祉の情報を魅力的に、そして分かりやすく提供できるよう取り組んでいます。

### こどもすいた社協だより

平成20年10月に第1号を創刊しました。市内の公立小学校全児童と教職員を中心に配布しています。年2回発行し、身近な福祉の情報、地域で取り組んでいる助け合い活動などを児童にも興味をもってもらえるよう工夫し、掲載しています。また、年2回のうち、1回は子ども編集委員を募集し、一緒に作成しています。

### すいた子育て仲間づくり情報「きらきら」

地区福祉委員会の子育てサロンやメンバー募集中の子育てサークル、その他関係機関や子育てに関する情報をまとめています。



←吹田市社協の地域福祉情報特集サイトをご覧ください。



### 各リーフレット

- ・社会福祉協議会のご案内
- ・ボランティアセンターのご案内
- ・善意銀行リーフレット
- ・コミュニティソーシャルワーカーのご案内
- ・地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動紹介
- ・地域福祉活動計画冊子、リーフレット など

### ホームページ、ブログ、ツイッター

地域福祉の情報を、随時発信するためにホームページを開設しています。また、ブログ等を活用し吹田市社協の取り組みや地域での福祉活動の様子を発信しています！

ホームページ



ブログ



※各種広報紙は、点字版も発行しています。

### Instagram 始めました！



令和6年2月から新たにInstagramで情報発信しています！

### イメージキャラクター「きらら」



お問い合わせは…

地域福祉第1係・第2係まで (06)6339-1254

MEMO



# < 吹田市社会福祉協議会 各部署のご案内 >

## 総務課

庶務係

権利擁護支援係

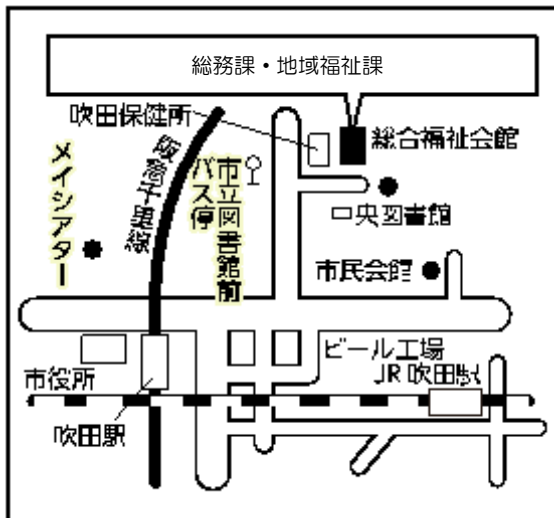
日常生活自立支援事業担当

## 地域福祉課

地域福祉第1・2係

ボランティアセンター

生活支援コーディネーター

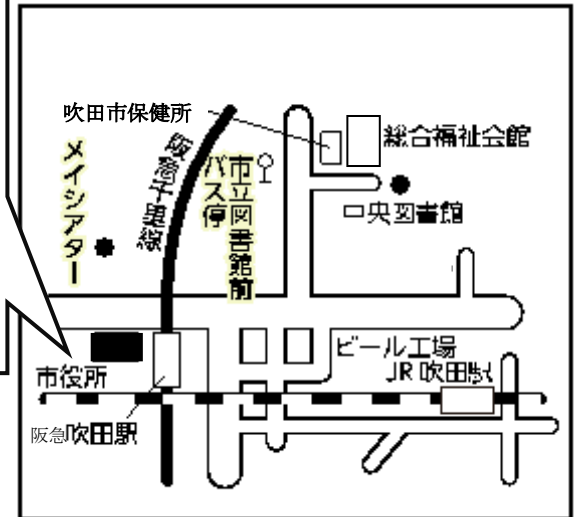


吹田市出口町 19-2  
(総合福祉会館 2階)

## くらしサポートセンターすいた

※当センターは(福)みなと寮との共同  
体で運営しています。

くらしサポートセンターすいた (市役所内)



吹田市泉町 1-3-40

(吹田市役所 低層棟 3階 312番窓口)

・くらしサポートセンターすいた

TEL (06) 6384-1350

※生活困窮者自立支援センターは令和6年  
7月より「くらしサポートセンターすいた」  
に名称変更しました。

- ・庶務係 (代表) TEL (06) 6339-1205
- ・権利擁護支援係 TEL (06) 4860-6776
- 日常生活自立支援事業担当 TEL (06) 6339-5700
- ・地域福祉第1・2係 TEL (06) 6339-1254
- ボランティアセンター TEL (06) 6339-1210
- 生活支援コーディネーター TEL (06) 6339-1254

Fax : (06) 6170-5800

Mail : suisyakyo@mua.biglobe.ne.jp

**地域の皆さんと  
一緒に！**



**(編集・発行)**

**社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会**

令和6年7月発行

※この冊子に掲載されている文章・イラスト等の無断転載はご遠慮下さい。